

蓮田市高齢者向け定期券補助金交付要綱

令和8年 3月19日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者のバス利用を促進し公共交通の維持拡充を図るとともに、高齢者の外出機会を創出し、健康寿命の延伸に寄与することを目的として、高齢者向け定期券を購入する者に対し、予算の範囲内において蓮田市高齢者向け定期券補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に定める補助金の交付に関しては、蓮田市補助金等交付規則（平成12年蓮田市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者のうち、蓮田駅を発着する2以上の路線を運行するものをいう。

(2) 高齢者向け定期券 バス事業者が、高齢者を対象に販売する定期券をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。

(1) 申請日及び高齢者向け定期券の購入日において蓮田市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 申請日現在、年齢が満65歳以上であること。

(3) 補助対象となる半年又は1年の高齢者向け定期券を購入していること。

(4) 勤務先から通勤手当等の支給又は他の公的制度により交通費の助成を受けていない者であること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、申請年度において、補助対象者が高齢者向け定期券の購入に要した費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に定める額とする。ただし、同一年度における補助金の限度額は1人10,000円までとする。

(1) 半年定期券 5,000円

(2) 1年定期券 10,000円（申請年度において、すでに半年定期券を購入して補助金の交付を受けた者にあつては、5,000円）

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号の蓮田市高齢者向け定期券補助金交付申請書兼請求書に、領収書の写し等の関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に対しては様式第2号の蓮田市高齢者向け定期券補助金交付決定通知書兼交付額確定書を、交付しないと決定した者に対しては様式第3号の蓮田市高齢者向け定期券補助金不交付決定通知書を通知するものとする。

3 補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとし、交付決定の総額が当該年度の予算額に達したときは、以後の申請受付を終了する。

(補助金の交付時期)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定後に当該決定に係る高齢者向け定期券の費用負担額の払戻しを受けた

とき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、様式第4号の蓮田市高齢者向け定期券補助金交付決定取消通知書により、当該交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。